

## 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者の業種・規模の目安

会社又は個人事業主（法第2条第1項1号又は2号に定める者）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他業種 （以下の業種を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造者（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
ソフトウェア業、 情報報告処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

組合（法第2条第1項第3号又は第4号、第7号から第11号に定める者）

組合の名称	対象の要件
中小企業等協同組合（事業協同組合、事 業協同小組合、火災共済協同組合、信用 協同組合、協同組合連合会、企業組合） 農業協同組合（同連合会）、水産業協同 組合、森林組合（同連合会）、生産森林 組合、消費生活協同組合（同連合会） 商店街振興組合（同連合会）	次の「いずれか」を満たす者 ・ 特定事業を行うもの ・ 構成員の三分の二以上が特定事業 を行う者であるもの
協業組合	特定事業を行うもの
商工組合（同連合会）	次の「いずれか」を満たす者 ・ 特定事業を行うもの ・ 構成員が特定事業を行う者である もの
生活衛生同業組合（同連合会）、生活衛 生同業小組合	次の「両方」を満たす者 ・ 特定事業を行うもの又は、その構成 員が特定事業を行う者であるもの ・ 直接又は間接の構成員の三分の二 以上が資本金5,000万円（卸売業1億

	円)以下又は従業員数 50 人(卸売業 100 人)以下
酒造組合(同連合会、同中央会) 内航海運組合(同連合会)	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 3 億円以下の法人又は従業員数 300 人以下
酒販組合(同連合会、同中央会)	直接又は間接の構成員の三分の二以上が資本金 5,000 万円(卸売業 1 億円)以下の法人又は従業員数 50 人(卸売業 100 人)以下

特定事業とは、次に掲げる業種「以外」の業種をいう。農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

医業を主たる事業とする法人(法第 2 条第 1 項 5 号に定める者)

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
医業	-	300 人以下

特定非営利活動法人(法第 2 条第 1 項第 6 号に定める者)

対象事業者	従業員数
小売業を主たる事業とする事業者	50 人以下
卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者	100 人以下
その他の業種を主たる事業とする事業者	300 人以下